

お客様各位

会津商工信用組合

## 民法改正に伴う事業性資金お借入に係る新たな手続き及び書類提出について

令和2年4月1日より改正民法（債権法）が施行されることに伴い、事業性資金のお借入に際し、下記に該当する場合は新たな手続き及び書類のご提出が必要になります。

つきましては、新たにご提出いただく書類には日数を要するものがございますので、お借入の申込みは時間的に余裕をもってご対応くださいますようお願い申し上げます。

## 記

## 1. 保証契約についての公正証書作成義務

事業性資金のお借入れ（注1）に際し、借入申込人からの委託を受けて第三者（注2）の方が連帯保証人となる場合、保証契約締結日の前1ヶ月以内に公証人による『保証意思宣明公正証書』を作成しご提出いただく必要があります。

（注1）新規お借入れのほか、既借入れの条件変更申込みも該当する場合がございます。

（注2）第三者とは、以下に該当しない方をいいます。

借入申込人の属性	連帯保証人となられる方の属性
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入申込人と共同して事業を行っている共同事業者</li> <li>・借入申込人の事業に現に従事している借入申込人の配偶者</li> </ul>
法人・その他の団体である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の理事・取締役・執行役またはこれらに準ずる者</li> <li>・株式の議決権の過半数を有する株主等</li> </ul>

## 2. 主債務者の情報提供義務

事業性資金のお借入れに際し、借入申込人から連帯保証人（個人のみ）への情報提供義務が課せられることになりました。（別途、『契約締結時の主債務者の情報提供についての表明保証書』をご提出いただく必要があります）

◇主債務者が保証人に提供する情報

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 財産および収支の状況</li> <li>② 主たる債務以外に負担している債務の有無ならびにその額および履行状況</li> <li>③ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとしているものがあるときは、その旨および内容</li> </ul> |
|--|

※民法改正に伴い、上記以外にもご契約時にご提出いただく書類がございますので、詳細については融資窓口、渉外係へお問い合わせください。

以上